

豊かな環境づくり大阪府民会議規約

(名 称)

第1条 この会議は、豊かな環境づくり大阪府民会議(以下「府民会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 大阪府環境基本条例(平成六年大阪府条例第五号)の理念にのっとり、府民会議は、地方公共団体、事業者、府民及び民間団体の協働により、豊かな環境の保全と創造に関する活動を積極的に推進することを目的とする。

(取 組)

第3条 府民会議は、前条の目的を達成するため、会員相互の意見交換の促進及び大阪府が実施する事業への協力・支援等に取り組む。

(会 員)

第4条 第2条の目的に賛同する団体(地方公共団体、民間団体等)は、事務局に入会申請書を提出することにより会員となることができる。

2 全ての会員は、退会届を事務局に提出して、任意に退会することができる。また、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなすことができる。

(1)会員である団体が消滅したとき。

(2)会員との連絡がとれなくなったとき。

(運営委員会)

第5条 府民会議の運営のため、運営委員会を設置する。

2 運営委員会の会議は、事務局が招集し、開催する。

3 運営委員会は、団体会員の中から選任された委員に加え、学識経験者(以下「学識委員」という。)によって構成される。

4 委員及び学識委員は、事務局が選任する。

5 運営委員会は、この規約に定める事項のほか、府民会議の運営に関する重要な事項を議決する。

6 意見交換を円滑に進めるため、運営委員会に座長を置く。

(分科会)

第6条 事務局は、第3条の取組を推進するため、必要に応じて会員で構成される分科会を設置することができる。

(謝礼等)

第7条 学識委員に対する謝礼の額は、日額九千八百円とする。また、学識委員に対する費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。ただし、費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

(事務局)

第8条 府民会議の事務局を大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課内に置き、大阪府環境政策監を事務局長とする。

(雑 則)

第9条 この規約に定めるもののほか、府民会議の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

附 則

この規約は、平成6年11月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成10年1月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年1月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年6月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年6月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年5月30日から施行する。